

## CO・OP共済 健康づくり支援企画

# 各種申請と取り組みの手引き（2020年度以降）



CO・OP共済は健康づくりの取り組みを支援しています。

CO・OP共済や生協を長いあいだ支えてくださった共済加入者・生協組合員にこれからもお元気にくらしていただくために、また、高齢化の進むなか元気な高齢者の活躍できる地域をつかっていくために、会員生協による中高年層を中心とした健康づくりの取り組みを広めていきます。

### I 「CO・OP共済 健康づくり支援企画」とは

#### 1. 背景

予測の困難な数十年後の未来について確実に予測できるのが、超高齢・少子・人口減少・単身社会の到来です。この社会においては元気な高齢者が地域のくらしの担い手となっていきます。また、生協組合員や共済加入者においても今後ますますの高齢化が予想されます。

この情勢の変化から、組合員・加入者の健康づくりに取り組み、健康寿命を延ばしていくことは、ふだんのくらしを豊かにする生協・共済の社会的使命であり、大きな事業課題といえます。

「健康」は、「安全・安心」と並び、生協グループが大切にしていきたい価値のひとつです。共済事業だけでなく購買事業や組合員活動、福祉事業や医療生協等とも協同しながら、さらには他団体や行政とも協力しながら、生協グループは健康づくりによっても地域社会に貢献していきます。

#### 2. 意義・目的

本支援企画は、CO・OP共済事業の毎年の剰余金から積み立てた「加入者貢献積立金」を原資として、次の3つの意義・目的のもとで運営しています。

加入者への貢献	長くご加入いただいている共済加入者へのお役立ちとして、これからも元気にくらしていただくためのお手伝いをしていきます。
	→ 本支援企画は共済加入者への貢献を第一の意義・目的としています。ご高齢になられた加入者やこれからご高齢になられる加入者の健康づくりを支援することで、共済加入者のくらしにお役立ちしていきます。

共済事業への貢献	<b>CO・OP共済の加入者の輪を広げ、共済事業の発展につなげていきます。</b>
	→ 社会的課題である健康づくりを支援することは、結果的にCO・OP共済の認知度向上や加入者拡大につながります。また、中長期的には支払率の低下も期待でき、高齢者向け新商品とともに、共済事業の安定や発展につながります。
地域社会への貢献	<b>健康づくりをきっかけに、生協の総合力を発揮しながら、そこにらすあらゆる方々とともに持続可能な地域社会をつくっていきます。</b>
	→ 万一のときの備えとしての共済を補完し、ふだんのくらしにお役立ちする健康づくり。だれにとっても価値あるこの取り組みを通して、地域の人と人、組織と組織とがつながり、より関係性の豊かな社会が実現することをめざしていきます。

### 3. 支援テーマ

会員生協が主体となって実施している、主に次の3つのテーマに沿った取り組みを支援しています。各生協はその地域の他生協や生協以外の団体とも協力しながら取り組んでいます。

3つのテーマに該当しない取り組みであっても、支援要件を満たしていれば申請いただけます。

<b>食生活</b>	健康チャレンジ、食習慣チェック、出前型栄養教室 etc.
<b>運動</b>	運動教室、ウォーキング企画 etc.
<b>社会参加</b>	集いの場づくり、健康大学、学びの場づくり、健康チェック etc.

※ 「社会参加」については、「食生活」や「運動」等に関するからだの健康づくり・社会参加等を通じたこころの健康づくりの視点を取り入れた取り組みや、健康に関連した学習会の開催（認知症や疾病予防の学習会等）といった「健康づくり」に特化した取り組みが支援対象となります。本支援企画のウェブサイトや取り組み報告集（ウェブサイトからダウンロード可）をご参照いただき、ご不明点がございましたら事務局までお問い合わせください。

※ 健康チェックの取り組みについては、測定とアドバイスだけではなく、それが健康づくりの具体的な取り組みにつながる場合（他の取り組みに参加するきっかけをつくる、他の取り組みの効果を測定する等）にのみ支援します。

### 4. 支援実績

本支援企画は2017年度から支援を開始しました。毎年の支援金額や取り組みの事例などは、本支援企画のウェブサイトや取り組み報告集をご参照ください。



## II 支援申請時の手続き

### 1. 支援要件

#### (1) 前提事項

- ① 本支援企画は、原則として3年に1回、新規の取り組みのご申請を募集しています。ご申請いただきご支援が決定した取り組みは、原則として毎年継続してご支援させていただきます。
- ② 本支援企画にはコープ共済連の会員生協である地域生協等のみからご申請いただけます。会員以外の生協やその他の団体、各会員生協の組合員の方や一般の方からはご申請いただけません。
- ③ 会員生協が単独で取り組む場合であっても、他の会員生協または会員以外の生協と取り組む場合や、その他の団体と取り組む場合であってもご申請いただけます。
- ④ 1つの会員生協から複数の取り組みを申請いただくこともできます。その場合には、全取り組みの支援金額の合計が支援上限額内に収まるようにご申請ください。

#### (2) 7つの支援要件

次の要件をすべて満たす取り組みを支援します。

要件への適否は、提出いただいた企画書・計画書をもとに、審査委員会で審査します。

<p><b>ア) 会員生協が実施する、地域での「健康づくり」の取り組みであること</b></p> <p>→ 会員生協が主体性を持って取り組むことが求められます。</p> <p>他生協・他団体と取り組む場合でも、自生協がどのように主体的に関わるかを明示してください。</p> <p>→ 「健康づくり」に間接的にではなく直接的に関わる取り組みであることが求められます。</p> <p>とくに「社会参加」の取り組みは、それが「健康づくり」にどのように直接関わるかを明示してください。</p>
<p><b>イ) 中高年層の方々の参加が中心の取り組みであること（他世代、共済や生協の未加入者の参加も可）</b></p>
<p><b>ウ) 本支援企画の意義・目的に適った取り組みであること（本手引きIの2を参照）</b></p> <p>→ 「加入者への貢献」と「共済事業への貢献」に適った取り組みであることは必須要件となります。</p> <p>例えば参加者が少人数かつ限定的な取り組みは、この要件を満たさないため支援できません。</p>
<p><b>エ) 持続的な取り組みであること（講演会の開催等、単発の取り組みは不可）</b></p> <p>→ 1～2年間など短期間の取り組みについても、その後の展開・発展の見通しが求められます。</p> <p>企画時と報告時に明示してください。</p>
<p><b>オ) コープ共済連から他の助成金や支援金を受けていないこと（地域ささえあい助成、広報宣伝負担枠等）</b></p> <p>→ 地域ささえあい助成を受けている取り組みや、広報宣伝負担枠を充当している費用は支援できません。</p>
<p><b>カ) 取り組み実施時に「CO・OP共済（コープ共済連）協賛」と明示すること</b></p> <p>→ 「CO・OP共済」と「コープ共済連」の両方を併記することは必須要件ではありません。</p> <p>「CO・OP共済 協賛」等や、「協賛：日本コープ共済生活協同組合連合会」等だけでもかまいません。</p>
<p><b>キ) 審査委員会に事前に事業計画を提出し1年ごとに成果・進捗を報告すること</b></p> <p>→ 単独の取り組みでも協同の取り組みでも3年間または支援期間全体の具体的な計画が求められます。</p> <p>できるかぎり参加者数や実施回数などを示し、現状と目標とプロセスを明らかにしてください。</p> <p>→ 複数の取り組みを申請する場合には、全体としてのコンセプトの説明が求められます。</p> <p>自生協がどのような「健康づくり」をめざすのか、各取り組みがどのようにつながるのかを明示してください。</p>

### (3) 他の事業・活動と重なる取り組みに関する留意点

次の取り組みについては、審査委員会が「健康づくり」に直接関わる取り組みと認めた場合に、「健康づくり」のみに直接関わる費用のみを支援します。これらの取り組みを申請する場合には、各事業・活動としてではなく「健康づくり」の取り組みとして、どのように特化したかたちで取り組むのかを明示してください。

- ① 購買事業・配食事業等の事業と重なる取り組み（商品開発等を含む）
- ② 見守り・買い物支援など介護・福祉の事業・活動と重なる取り組み
- ③ サロン活動・サークル活動など一般的な組合員活動等と重なる取り組み

## 2. 支援内容

### (1) 支援期間

支援期間に年限はありません。原則として3年以上にわたって継続的に実施される取り組みを支援します（1年間または2年間の取り組みへの支援を希望する場合には事務局へご相談ください）。

### (2) 支援上限額

支援上限額は、毎年、各会員生協のコープ共済連元受共済商品の保有件数に応じて設定し、共済部局のみなさまにご案内します。支援金は、各会員生協へ年度末等に後払いでお支払いします。

<b>支援上限額</b> (1年ごとに)	各会員生協の保有件数 × 40円
-------------------------	------------------

※ 「保有件数 × 40円」が20万円以下となる会員生協の支援上限額は20万円とします。

※ 共同引受の会員生協については、各会員生協の支援上限額を「保有件数 × 26円」とし、これが13万円以下となる場合には13万円とします。

※ 支援上限額は取り組みごとにではなく会員生協ごとに設定されます。1つの会員生協が複数の取り組みを実施する場合には、全取り組みの支援金の合計を支援上限額内に収めてください。

### (3) 共通基盤の提供

2017・2018年度のモデル事業期間の総括を踏まえ、全国の会員生協で活用できる共通基盤となるシステムや仕組みをコープ共済連が提供していきます。

この財源は加入者貢献積立金とし、その中から40百万円を上限とします。共通基盤を導入するにあたり、開発コスト等を会員生協の支援上限額から差し引くことはありません。

具体的には、例えば以下のシステムや仕組みを提供していきます。

- ① 会員生協で「健康づくり」に取り組んだ利用者データを蓄積し、本人が時系列に沿って確認できる仕組みの開発・整備（健康増進アプリの開発・普及、BDHQの普及支援等）
- ② 「健康づくり」の取り組みに参加し、健康の維持や改善がすすんだ共済加入者または生協組合員へポイント（各会員生協の生協ポイントまたはコープ共済連独自の健康ポイント）を付与し、参加の動機づけや生協のサービス利用につなげる仕組みの開発・整備

#### (4) 支援対象費用

支援金は、1年ごとの支援上限額内で、取り組みに直接関わる費用（取り組みに対して発生したことが証明できる費用）を対象としてお支払いします。

支援対象となる費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本取り組みに直接関わる物件費 例) 資材購入費、消耗品購入費、旅費交通費、講師謝礼、業務委託費等</li> <li>・ 本取り組みに直接関わる人件費 例) 本取り組みの専任として雇用した職員の人件費等</li> </ul>
支援対象外の費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交際費等に該当する可能性のある物件費</li> <li>・ 本取り組みに対して発生したことが証明できない人件費 例) 他業務を兼任する職員が本取り組みの事前準備に要した時間分の人件費等</li> <li>・ その他、審査委員会が不適切と判断した費用</li> </ul>

#### (5) 支援対象費用に関する留意点

- ① 料理教室等で自生協の商品等を使用・提供する場合  
→ 原価で精算・請求し、支援金によって剰余が出ないようにしてください。
- ② 参加費や受講料を割り引いたり、ノベルティ・粗品を提供したりする場合  
→ 広報宣伝ガイドライン等に定められた景品類の規制を遵守してください。
- ③ 取り組みのハード面に关わる費用等が発生する場合  
(施設・会場の整備、測定機器・各種機材の購入、システム・アプリの開発、ウェブサイトの開発等)  
→ これらの費用の支援可否は、それを使って具体的に何をやるのか、取り組みの企画内容や事業計画をもとに審査します。その際には、①申請生協が直接関わる取り組みにおいて、②その取り組みに不可欠な機材・施設として、③その取り組み専用の機材・施設として使われることが求められます。
- ④ 購入した機材・システム等を資産とする場合  
→ 申請生協の健康づくりの取り組みでの使用を主目的とした機材・システム等であるため、コープ共済連の資産ではなく申請生協の資産となります。その際に発生する毎年の固定資産税は申請生協で負担してください。

### 3. 新規の取り組みの審査（支援初年度）

#### (1) 支援可否の審査を受けるための申請手続き

- ① 3年に1回の下表の申請期間に、「企画書」「計画書・報告書」「予算・実績フォーム」をメールで提出します。「企画書」では全項目を入力します。「計画書・報告書」「予算・実績フォーム」では青色の項目（3カ年の「計画・目標」「予算」等）を入力します。
- ② 上記①の提出書類をもとに、下表の審査委員会で取り組みの支援可否を審査します。審査結果は、審査委員会後2～3週間で各会員生協へ連絡します。

支援対象期間	申請期間	審査予定日	審査結果案内
2020/3/21～2023/3/20	2019/11/11～12/10	2020/1/中旬	～2020/2/上旬
2023/3/21～2026/3/20	2022/11/11～12/10	2023/1/中旬	～2023/2/上旬

※ 2020～2025年度の支援申請の例です。2026年度以降も同じ日程を予定しています。

※ 上表の申請期間外に新規の取り組みの申請を希望する場合には、支援開始を希望する年度の前年度中に事務局へご相談ください。

## (2) 取り組みの事例

取り組みの事例や毎年の支援金額などは、本支援企画のウェブサイトや取り組み報告集（ウェブサイトからダウンロード可）をご参照ください。

## 4. 既存の取り組みの3カ年計画の審査（3カ年計画の3年目）

### (1) 3カ年計画の審査を受けるための申請手続き

- ① 3年に1回の下表の申請期間に、「総括・展望フォーム」「企画書」と「計画書・報告書」「予算・実績フォーム」をメールで提出します。「総括・展望フォーム」「企画書」は全項目を入力します。「計画書・報告書」「予算・実績フォーム」では青色の項目（3カ年の「計画・目標」「予算」等）を入力します。
- ② 上記①の提出書類をもとに、下表の審査委員会で3カ年計画を審査します。審査結果は、審査委員会後2～3週間で各会員生協へ連絡します。この審査では、取り組みそのものについては支援を継続することを前提として、3カ年計画について支援可否を審査します。支援不可と判断した場合には、3カ年計画の見直しを依頼します。

支援対象期間	申請期間	審査予定日	審査結果案内
2020/3/21～2023/3/20	2019/11/11～12/10	2020/1/中旬	～2020/2/上旬
2023/3/21～2026/3/20	2022/11/11～12/10	2023/1/中旬	～2023/2/上旬

※ 2020～2025年度の支援申請の例です。2026年度以降も同じ日程を予定しています。



### Ⅲ 支援開始後の各種手続き

#### 1. 支援金の請求・精算（毎年）

##### （1）通常の精算の手順

下表のとおり、2段階または3段階で費用を精算してください。精算時の必要書類は、「精算書」（要生協印）、当該年度の報告用の「計画書・報告書」「予算・実績フォーム」、各費用の証憑の4点です。

費用発生時期・証憑有無	必要書類提出締切	支援金入金時期
2/20までに発生した費用	3/10までに届くように提出	2/20までに届けば3/10頃に入金 それ以降に届けば4/10頃に入金
2/21～3/20に発生した費用 かつ3/15時点で証憑あり	3/20までに届くように提出	4/10頃に入金
2/21～3/20に発生した費用 かつ3/15時点で証憑なし	概算を3/20までに報告 証憑を4/10までに提出	4/10頃に概算で入金 5月以降に実績との差額を精算

※ 入金は原則として毎月10日ですが、10日が金融機関の休業日の場合には金融機関の翌営業日となります。

※ 2/21～3/20に発生した費用等については支援金の入金が次年度（4/10頃）となるため、各会員生協では年度末に立替金（未収金）として計上いただくこととなります。

- ① 2/20までに発生した費用は、必要書類を作成して3/10までに届くように提出します（「精算書」は生協印を押して郵送）。2/20までに届いた場合には3/10頃に入金します。2/21～3/10に届いた場合には4/10頃に入金します。
- ② 2/21～3/20に発生し、3/15時点で証憑のある費用は、必要書類を作成して3/20までに届くように提出します（「精算書」は生協印を押して郵送）。4/10頃に入金します。
- ③ 2/21～3/20に発生し、3/15時点で証憑のない費用は、②の必要書類に概算を加算して3/20までに報告します。②とともに4/10頃に入金します。その後、証憑を4/10までに届くように提出します。概算と実績に差額のある場合には、5月以降にその差額を精算します。

##### （2）分割精算・支払先変更の手続き

支援金は、2/20締め・3/20締め以外にも、半期ごとなど年度内に2回に分割してお支払いすることができます（年度末以外のお支払いであっても毎月20日締め・翌月10日払いとなります）。

また、当会の会員生協である連合会（日本生協連や共済事業連合）が、当会の会員生協でありその連合会の会員生協でもある生協とともに取り組みを実施する場合には、覚書を締結することにより、その生協への支援金の一部または全部を連合会に支払うことができます。

この分割精算や支払先変更を希望する場合には事務局までご連絡ください。

##### （3）支援金精算時の判断基準

各費用が予算を超過した場合や費用総額が予算総額を超過した場合などの支援可否の判断基準については、補足資料「支援金精算時・予算作成時の判断基準」をご参照ください。

## 2. 年度末の報告とその評価（毎年）

### （1）報告・実績の提出

当該年度の報告用の「計画書・報告書」「予算・実績フォーム」を、緑色の項目に入力し、3/20 までに届くようにメールで提出します。

### （2）報告集原稿の提出

毎年度の「取り組み報告集」やウェブサイトの掲載用・更新用に、（1）とあわせて「報告集原稿」と取り組みに関連する写真・画像 3～6 点程度を、3/20 までに届くようにメールで提出します。

### （3）報告の評価とそのフィードバック

審査委員会は（1）（2）をもとに取り組みの進捗を点検し、また、優れた点を確認します。その結果を6月中に会員生協へ連絡し、必要に応じて計画・予算への反映を依頼します。

## 3. 次年度の計画とその確認（3カ年計画の1年目または2年目）

- ① 3カ年計画の1年目または2年目の場合には、次年度の計画用の「計画書・報告書」「予算・実績フォーム」を、青色の項目に入力し、3/20 までに届くようにメールで提出します。3カ年計画の3年目の場合には、Ⅱ－4の「既存の取り組みの継続申請」の手続きをしてください。
- ② 事務局は上記①の提出書類をもとに次年度の計画・予算を確認し、補足資料「支援金精算時・予算作成時の判断基準」をもとに支援金の予算の承認または一部不承認を、6月中に会員生協へ連絡します。

### 【年度末の提出書類の一般的な例（1～3のまとめ）】

<b>精算</b>	① 「精算書」（要生協印、要郵送） ② 当該年度の報告用の「計画書・報告書」 ③ 当該年度の報告用の「予算・実績フォーム」 ④ 各費用の証憑
<b>報告・実績</b>	② 当該年度の報告用の「計画書・報告書」 ③ 当該年度の報告用の「予算・実績フォーム」 ⑤ 「報告集原稿」 ⑥ 取り組みに関連する写真・画像 3～6 点
<b>計画・予算</b>	⑦ 次年度の計画用の「計画書・報告書」 ⑧ 次年度の計画用の「予算・実績フォーム」

※ 3カ年計画の3年目は上表の⑦⑧の提出は不要です。Ⅱ－4の手続きが別途必要です。

## 4. 支援の取り下げ（適宜）

支援の予定されていた年度やそれ以降の支援が不要になった場合には、それが判明した時点で「支援取り下げ届」をメールで提出します。

## IV その他

### 1. 補足資料・手続き書類

- a. 支援金精算時・予算作成時の判断基準
- b. 3カ年計画の各種フォーム
- c. 取り組み報告集・ウェブサイト原稿書式
- d. Q & A集

### 2. 書類提出先・お問い合わせ先

#### (1) 補足資料・手続き書類の入手方法

1の補足資料・手続き書類は本支援企画のウェブサイトより取得してください。

会員生協の共済部局のみなさまはガレーンの掲示板から取得することもできます（「健康づくり」で検索）。

#### (2) 書類提出先・お問い合わせ先

日本コープ共済生活協同組合連合会  
健康づくり支援企画事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13

TEL 03-6836-1324

メール kenko@coopkyosai.coop

ウェブサイト <http://coopkyosai.coop/kenko/>

